

## 調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部 需品部 需品管理課
調達要求年月日		作成年月日	令和 4年 7月27日
仕様書番号	C & L P S - V 0 0 0 1 2 - 8		

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	数量及び単位
ホイールク レーン20t	1 (株)加藤製作所 SR-250RfII 2 (株)タダノ GR-250N 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)	両

注<sup>a)</sup> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

### 2.1 一般事項

適用する法令は、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令とする。

### 2.2 同等とする性能等

a) 機関 機関は、次による。

- 1) 最高出力 180 kW 以上
- 2) 最大トルク 700 N・m 以上

b) かじ取り装置 2輪ステアリング及び4輪ステアリングが可能な全油圧式パワーステアリング

c) 燃料タンク 290 L 以上

d) 安全装置 次の安全装置を、備える。

- 1) 過負荷防止装置
- 2) 過巻防止装置
- 3) 油圧安全弁
- 4) 玉掛けワイヤロープ外れ止め
- 5) アウトリガ張出幅検出装置
- 6) 作業範囲制限装置
- 7) 旋回自動停止装置
- 8) 巻上げドラム確認及び後方確認ディスプレイ装置

## 調 達 品 目 表 ( 続 き )

e) 寸法 寸法は、次による。

- 1) 全長 最大 12 000 mm
- 2) 全幅 最大 2 700 mm
- 3) 全高 最大 3 800 mm
- 4) ブームの長さ (全縮時) 最大 9 500 mm

f) 最大総質量 最大 27 000 kg

g) 走行性能 走行性能は、次による。

- 1) 最高速度 49 km/h 以上
- 2) 最小回転半径 10 m 以下 (2 輪ステアリング)  
6 m 以下 (4 輪ステアリング)

h) クレーンつり上げ能力は、表 1 による。

表 1 - クレーンつり上げ能力

作業半径	クレーンつり上げ荷重 (アウトリガ最大張出時)
3.0 m	25 000 kg 以上
4.0 m	23 000 kg 以上
5.0 m	19 000 kg 以上
6.0 m	16 000 kg 以上
7.0 m	13 000 kg 以上
8.0 m	10 000 kg 以上
9.0 m	8 000 kg 以上

i) 作業性能 作業性能は、次による。

- 1) 主巻きロープ速度 50 m/min 以上
- 2) 補巻きロープ速度 50 m/min 以上
- 3) ブーム上げ速度 55 sec 以下 /  $0^{\circ} \sim 82^{\circ}$  (基準)
- 4) ブーム伸ばし速度 0.10 m/sec 以上
- 5) クレーン旋回速度  $2 \text{ min}^{-1} \sim 4 \text{ min}^{-1}$

### 2.3 塗装

塗装は、NDS Z 8201 の色番号 2314 OD 色により塗装する。

### 2.5 製品の表示

- a) 銘板の品名は、“ホイールクレーン 20 t” とする。
- b) 自動車番号標は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4.4 の表 2 の“車両法適用除外指定の車両” とする。

## 調 達 品 目 表 ( 続 き )

### 2.6 附属装置

- |   |            |
|---|------------|
| a) エアコン   | 1 式        |
| b) 粉末消火器 A B C ・ 1 . 8 k g ・ 自動車用の取付金具を、操縦室内の乗車及び降車の妨げにならない場所に 1 E A 取り付ける。 |            |
| c) 運行記録計  | 1 E A      |
| d) 作業灯  | 2 E A 以上   |
| e) 黄色回転灯  | 1 E A      |
| f) 航空標識灯 (黄赤色) をクレーン 1 段ブーム先端上及び操縦室キャビン上部に各 1 E A 取り付ける。                    |            |
| g) サーチライト   | 1 E A      |
| h) けん引用フック (車体前後部)  | 各 1 E A 以上 |
| i) 主フック (25 t 用以上)  | 1 E A      |
| j) 補助フック (3.5 t 用以上)  | 1 E A      |

### 5.1 提出書類等

- a) 及び d) は、提出しない。

### 5.2 自動車検査証・車歴簿

適用する。

### 5.4 附属品・予備品

- |  |       |
|--|-------|
| a) 粉末消火器 A B C ・ 1 . 8 k g ・ 自動車用 (消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 6 条及び第 7 条の規格適合品とし、リサイクルシール付) | 1 E A |
| b) 非常信号灯 (車両法の保安基準適合品、乾電池式、懐中電灯兼用式)  | 1 E A |
| c) 予備タイヤ (ホイール付)   | 1 E A |
| d) つり上げ荷重表   | 1 E A |